

「新しい公共」の担い手を育てるための税制の考え方:「間口は広く、事後チェックをしっかりとやる」
・・・「税の優遇を受けるべきでない対象に優遇措置を適用してしまうリスク」と「新しい公共」の担い手になるはずの対象者の芽を摘みとってしまうリスク」を比べたとき、第二のリスクを回避することを基本とする。第一のリスクは事後チェックで最少にしつつ、まずは、やる気のある人・団体にチャンスを与えることで社会を活性化する。

■提案1:認定特定非営利活動法人のパブリックサポートテスト(PST)の事後チェック化など

現状:2010年3月1日現在、認定NPO法人数は119(NPO法人総数39,217(1月末現在)の0.3%)

- ・ 公益性など(PST以外の)一定の要件を満たしたNPOは特定NPOとして仮認定する。
- ・ この要件は簡易にし、プロセスは透明なものとする。
- ・ 一定期間後にPSTを適用し、合格なら本認定し、合格しなければ仮認定を取り消し、一定のペナルティを課す。
- ・ 検討事項:(i)PSTの総収入から特定非営利活動による事業収入を除外する、(ii)寄付者の控除を「税額控除」「所得控除」の選択制とする、(iii)みなし寄付金制度における損金算入限度額を所得金額の50パーセントとする。

■提案2:企業のCSR部署を“ファイヤーウォール化”した“企業内財団”の設置を検討する

現状:企業や企業で働く人も「新しい公共」の重要な一員。公益性の担保をしつつ、最近盛んになってきた企業のCSR活動をよりやりやすくする方策をとる。

- ・ 企業の一部署を“ファイヤーウォール”で通常の企業活動と切り分け、企業財団と同程度の優遇措置を講じる。このことは届け出によって可能にする。
- ・ 公益性の担保のため、“企業内財団”の活動対象を、たとえば、「文化・芸術・伝統工芸」「農業・里山・棚田」など、確認が容易なものに限定する。一定の書類の提出によって事後チェックする。

(以下は、直接は税制の問題ではないが関連事項として提案する。)

■提案3:公益認定基準の簡易化、手続き等の透明化と事後チェック

現状:2010年2月末までの特例民法法人(平成20年12月1日時点 24,317)による移行認定申請は全国で433件(総数の1.8%)、認定を受けたものが111件(同0.5%)

- ・ 基準を簡易化する。その上で、簡潔な基準によって“トリアージ”し、入念な審査が必要な(少数の)案件を取り分ける。
- ・ その他の案件は、一定の書類の提出によって基準を満たす事を確認し、認定する。
- ・ これらのプロセスは、ウェブで認定事例集を公表するなど徹底的に透明化する。事後チェックをしっかりと行う。